

正しさを語る教育について 司法改革と初中等教育

嶋津 格

近代の幕開け以来の苦闘に充ちた我が国の歴史を省察しつつ、司法制度改革の根本的な課題を、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国かたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」を明らかにすることにあると設定した（司法制度審議会の最終答申案 ウェブ上で公開中 p.3）。

統治客体意識と横並び的、集団主義的意識を背景に国家（行政）に過度に依存しがちな体質」（p.4）から脱却して「国民が統治の主体として自ら責任を負う国柄へと転換」（p.7）すること（同中間報告より）。

その言やよし。ただ、司法制度審議会がいうように、もし本気でこの方向に国が変わねばならないとすれば、なさねばならないことは司法部内部の制度改革以外にもたくさんあるはずである。ここでは、特に初中等教育の内容という、遠いけれども核心的だと思われる問題を論じてみたい。明治以来の日本の建国がそうであったように、「この国のかたち」に関わるような大きな社会変革は、大学教育だけでなく、小学校以来の国民教育の改革とも結びつかねばならない、と考えるからである。

「法になぜ従わねばならないのか」という問に対する答は、コンテクストに応じていくつ可能だが、大枠では、「国会で（国が）決めたものだから」（手続的権威）か、「正しいものだから」（内容的権威）かに分かれるだろう。「権利を守ってくれるものだから」、「ないと困るから」という上手な答もありそうだが、敗訴当事者などからはこの答を期待し難いだけでなく、そこに含まれる普遍化された利益への配慮の中には、「正しいもの」への訴えが含まれているから、一応後者に入れておくことにしよう。手続的権威が法の本質的部分であることは多言を要しない。しかし、国家の活動そのものに関わる規制理念として実効性をもつ「法の支配」を語れるような「法」となると、これだけでは済まず、どこかで国民の「正しさ」の感覚と結合している必要がある。日本の場合、これまで賛否はあっても事実として強力だった、中央と地方の官僚組織が行う非公開の利害調整による社会問題への対応を廃して、法曹が正面に出て明示的な法と正義の弁論を中心にして憲政を担おうという以上、人々の行動も、それに対応する変化を遂げる必要がある。

結論的には、気の長い話ではあるが、私は中学校くらいの段階で、「正しさ」を論じる訓練を導入すべきではないか、と考えている（もちろん、小学校、高等学校にもそれに対応するコースがあってもよい）。現在の大学入学者（大学教師としてこれに対する不満は尽きないが）を基準にして大学入学後できる教育は限られているし、日本と日本人全体が変わる必要がある、というなら、法学部学生だけ変えても足りないからである。

私が考えている、「法（と権利）の支配」を担うために必要な能力としての「正しさを論じる」力とは、以下のようなものである。

法律家は、弁護士として活動する場合、依頼者の利益を、単なる利益としてでなく（社会に是認されるべき）「権利」として主張することができなければならない。さらに、もし陪審制下であるなら、それを素人相手に説得的に主張できなければならない。これは、争いのどちらの当事者から依頼されても、その人の利益を正しきものとして主張できる力であるとともに、それぞれの弁論について、「優れたもの」と「劣ったもの」が区別できなければならないから、単純な「正解」を知っている、というタイプの知識ではない。また裁判官は、単なる法律条文と通説・判例の暗記者なのではなく、「中立的な傍観者」（アダム・スミス）を制度化したものであるから、個別的な紛争から視野を広げて、一般的な観点から公正な解決法を考える力を養っている必要があり、この判断とそれの弁証にも優劣の評

価が可能なはずである。

問題は、現行法の知識を与えることではない。知識ではなく訓練が中心であって、これは体育実技のようにして、生徒たちに体で体得してもらわねばならないのである。中心は、（政治化した授業は悪夢なので）日常的な常識で処理可能な、私法と刑法などがよいのではないか。題材を適当にとって、当事者として説得的に権利を主張しようとする者と、裁判官または陪審員として公正な解決を考え、そしてそれを「正しき結論として」理由をつけて語る者に分け、役割を交代しながら議論を重ねる、といったものである。米国のケースメソッド的な方法もよいだろう。判例を単純化したような事例集をテキストにして、正しい解決について考え、論じ、判断する、という訓練である。結論が一定のものになることは重要ではない。ただ議論の質に、いいものと悪いものがある、ということを経験し、その点での自分の能力を高めることに興味をもたせる、ということが授業の目標になるだろう。言葉がもつ力（他人の判断を変えたり、確信を増したりする力）を経験する、ということも重要である（古代ギリシャで弁論の教師として活躍したソフィストといわれる人々も、このような活動をしていたと考えられる）。

既存の知識を説明し記憶させるのとは異なるから、この種の授業を行うためには、教員側にも新しい訓練が必要になるだろう。しかし基本的にはこの方向は、知識の総量よりも理解度と応用能力を重視する、現在の教育改革の方向性とも合致しているように思われる。

小学校では、まずみんなの前で話すこと、それも、自分しか知らないことや、自分の意見を話すこと（そして聞くこと）の訓練をするべきだろう。10年以上前の話だが、カリフォルニアの小学校1年生だった私の娘の教室では、「sharing（分け合い）」という授業をやっていた。その日担当の子供が順番に、自分のもっている宝物（人形とかコインなどだが、誰でも店で買える高価なものを持ってくる子、またはもたせる親は悪趣味とみなされるはずである）を教室に持ってきて、それがなぜ大切なのかをクラスの前で説明し、一日だけ希望者に貸してあげる、というものだった。もちろん、大切なものを独占しないで他人と分け合う、というような道徳教育上の意味もあるのだが、これが面白いと思ったのは、その宝物が何で、いかに重要かを知っているのが当該の子供だけだ、という点である。そしてその説明が成功しないと、それをシェアしたい、という希望者が現れない、という仕組みになっている点である。大げさに言えば、自分しか知らない価値を公衆相手に語り、それをその場で理解させて（「ひとりよがり」ではなく）公共的な価値とする、ことができるような能力の訓練、とでも言えるだろう。裁判官的な能力の訓練はもう少し高度だから、上級学年になってからでよいが、小学校の1年生から、まず自分を大勢の相手に理解されるように主張することの訓練を行う、というところがいかにもアメリカらしいと感じたものである。

弁論や判定、およびその理由づけの「評価」は、別に教員が行う必要もないかもしれない。相互評価、それも多数によって一人が評価されることに耐えることも、訓練には含まれてよい。

こうして、この分野における国民の一般的な関心と能力が向上すると、「法学部」や「法科大学院」が何をするとするか、についての理解も高まるだろう。法律家は、「何かわからない（「ケンリ」という）呪文を使って私的利益実現の争いの代役をしてくれる人」「変な服を着て裁判官席に座りハンケツを出す風変わりで気取った人」としてでなく、基本的には皆ができるはずの弁論と判断について専門的に訓練を受けた人々、として社会に受け入れられる必要がある。そのためには、プロ野球と草野球が区別可能な程度に、この分野における法曹の能力が高くなり、しかもそれが個々の事例で示され続けるのでなければ、社会での信頼と権威は得られない。「わからないから」ではなく「わかるからこそ」与えられる権威を、法曹もめざすべきなのである。

違憲立法審査権を単純な民主主義論の中でわかりやすく弁護することは難しい。それどころか、選挙で選ばれない裁判所が国会や政府と対等なのだ、という三権分立の原理自体が、簡単には説明しづらいのである（現在私の同期では出世頭の一人である裁判官で、大

学の憲法の答案に三権分立否定論を書いた友人がいるし、年輩の社会人学生で、「田中角栄裁判は、裁判所ではなく国会で無罪を決議すべきだった」という趣旨の論文を熱心に書いた人がいて、なぜそれが誤りなのかを理解してもらうのに苦労し、結局論文指導に失敗した経験もある)。「法の支配」が社会に体现されるためには、人が、「国会が決めたから」ではなく「(正しき)法だから」、それを主張しそれに従う、という行動を取らねばならない。政治家や役人の行動が、「法(とその精神)から外れている」として非難されるような社会においてはじめて、司法は最高の権威の一つになりうるのである。そしてそのためには、人は(憲法を含む)個々の法の知識ではなく、法なるもの一般について、一定水準の理解と議論の能力をもっていなければならない。

ところで、この種のものが、現在混迷中の「道徳」教育の一部としての役割を果たしているかどうかについては、当面判断を保留しておくことにする。